

令和7年12月佐川町議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 令和7年12月11日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和7年12月11日 午前9時宣告

開 議 令和7年12月11日 午前9時宣告（第7日）

応招議員 1番 東 祐太朗 2番 田村 雅之 3番 安田 節子
4番 齋藤 光 5番 岡林 哲司 6番 山本 和輝
7番 田村 幸生 8番 宮崎知恵子 9番 西森 勝仁
10番 下川 芳樹 11番 松浦 隆起 12番 中村 卓司
13番 岡村 統正

不応招議員 な し

出席議員 1番 東 祐太朗 2番 田村 雅之 3番 安田 節子
4番 齋藤 光 5番 岡林 哲司 6番 山本 和輝
7番 田村 幸生 8番 宮崎知恵子 9番 西森 勝仁
10番 下川 芳樹 11番 松浦 隆起 12番 中村 卓司
13番 岡村 統正

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	片岡 雄司	副 町 長	田村 正和
教 育 長	濱田 陽治	教 育 次 長	岡田 秀和
総 務 課 長	横畠 克彦	まちづくり推進課長	安岡 裕美
会計管理者兼会計課長	上田 くみ	住 民 課 長	廣田 春秋
産業振興課長	下八川久夫	建 設 課 長	吉野 広昭
農業委員会事務局長	藤本 雅徳	健康福祉課長	岡崎 省治
病院事業副管理者兼事務局長	宮本 福一		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山崎 有岐	議会事務局書記	吉田 智哉
--------	-------	---------	-------

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	なし
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和7年12月佐川町議会定例会議事日程〔第5号〕

令和7年12月11日 午前9時開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第67号 | 令和7年度佐川町一般会計補正予算(第4号) |
| 日程第2 | 議案第68号 | 令和7年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第3 | 議案第69号 | 令和7年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第4 | 議案第70号 | 令和7年度佐川町介護保険特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第5 | 議案第71号 | 令和7年度佐川町水道事業会計補正予算(第2号) |
| 日程第6 | 議案第72号 | 令和7年度佐川町農業集落排水事業会計補正予算(第3号) |
| 日程第7 | 議案第73号 | 佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第74号 | 佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第75号 | 佐川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第76号 | 佐川町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第77号 | 佐川町手数料条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第78号 | 佐川町病院事業使用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第79号 | 佐川町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について |

- 日程第14 議案第80号 佐川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第15 議案第81号 佐川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第82号 佐川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第83号 佐川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第84号 佐川町給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 発議第1号 参議院議員選挙における合区の早期解消に関する意見書
- 日程第20 議員派遣について
- 日程第21 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

議長（松浦隆起君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、議案第67号、令和7年度佐川町一般会計補正予算（第4号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、下川君。

10番（下川芳樹君）

一般会計補正予算についてお尋ねをいたします。

補正予算書19ページ、3、3、2の12、私立保育園の運営費、1,586万6千円。この内容についてご説明をお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

健康福祉課長、岡崎君。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

今、ご質問のあった私立保育所への運営費の補正につきましては、これは令和7年度の人事院勧告等に伴いまして、国家公務員等の給与改定が行われます。

それに準じて令和7年度のですね、保育所の公定価格、いわゆる子供さん1人当たりにかかる保育の運営費、こちらのほうも増額となる見込みになっておりまして、計算としては平均して8%の増額を見込んで試算をした場合の補正と。足りないものの補正というふうになっております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

他に質疑はありませんか。

9番、西森君。

9番（西森勝仁君）

私のほうから3点ほどお尋ねをいたします。

まず17ページ、2款総務費、1項総務管理費、8節諸費、18節の補助金に防犯灯設置工事補助金として115万円が計上されております。

この防犯灯につきましては、約10年ぐらい前に、全自治会が希望するところに、今のLEDの防犯灯を順次設置したわけでありましたが、この防犯灯というのは、当時は20年ぐらいもつと言われて設置し、そして自治会が管理してきたわけでありましたが、これがメーカーによって違うかもわかりませんが、10年足らずで切れ始めまして、自治会があれ、1基2万5千円程度かか

るもんですから、各自治会が困りまして。

昨年のこの12月議会で私が一般質問として、各自治会は予算がないので大変困っている。現場はもう今の時期なんかは日が暮れるのが早くなって、非常に困っている。防犯的にも非常に困るが、という質問をしたところ、町長は即時、もうこれから先、そういった自治会に迷惑をかけていかないということで、すぐ予算対応をしてくれることになって、今に至っているわけですが、この予算を見ますと、非常に高いのじゃないかと思いますが。これ、そんなに切れるのか。

私の自治会では今まで1回もあれが切れたことがない。ただ基部の不具合が1回あったことはありますけれども、切れたことはない。この実態について、一つお尋ねします。

次に19ページの3款民生費、1の、8、27節の繰出金に、介護保険特別会計繰出金として279万9千円が計上されておりますが、これはどういう事案が発生したものによるものなのか。この議案は第70号とも関連をしますもので、このご説明は原課の課長でもいいわけですが、どちらかご説明を願います。

次に25ページ、6款商工費、1の、1の、15補助金に50万円計上されておりますけれども、これはどういうもので、どういうふうに使っていくものなのか。以上、3点お尋ねをします。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横島君。

総務課長（横島克彦君）

西森議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず防犯灯の115万円の件ですけれども、昨年度12月末時点で61件の申請であったものがですね、10月末で89件と昨年を大幅に上回るペースで増えておりまして、今後も申請が見込まれることから、継続の補正を行わせていただいております。

西森議員がおっしゃられたように、恐らくその年度に更新されたものが壊れてきているのではないかと思いますけれども、どうしてそうなったかというようなことには、ちょっとその結果についてはちょっとわかっておりません。補正額の根拠としましては、今年度の現在までの実績をもとに算出をさせていただきます。

続きまして介護保険の繰出金ですけれども、279万9千円。これの内訳につきましては、人勧による人件費の増額分の繰出金で、介護保険制度の改正に伴うシステムの改修費。それと介護サービス給付費の増額分について、基準に基づいて一般会計からの繰り出しを行うものとさせていただきます。以上

でございます。

議長（松浦隆起君）

産業振興課長、下八川君。

産業振興課長（下八川久夫君）

それでは私から、補正予算書 25 ページ、商工振興費の 18 節商工会補助金 50 万円について、ご説明をさせていただきます。

この補助金は、令和 2 年度以降開催できておりませんでした、地乳まつりを 1 月 24 日土曜日に 6 年ぶりに開催することとなっております、その運営の補助金として、主催である佐川町商工会に助成するものとなっております。

この祭りは、佐川の地乳を町内外の方に広く知っていただくことや、消費の拡大を目的として開催するものでして、今年、今回の会場はまきのさんの道の駅佐川で行うこととなっております。以上です。

議長（松浦隆起君）

西森君。

9 番（西森勝仁君）

介護保険特会の繰出金については総務課長からご説明を受けたわけですが、これは原課、担当課の課長として補足説明があればお願いします。

議長（松浦隆起君）

健康福祉課長、岡崎君。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

補正の内容につきましては、ただいま総務課長から説明をさせていただいたとおりでございます。

付け加えますと、介護保険のシステム改修につきましては、議会の初日にも説明を申し上げましたが、令和 6 年度の報酬改定に伴います、介護保険のシステム改修となっております。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 67 号、令和 7 年度佐川町一般会計補正予算（第 4 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 67 号は可決されました。

日程第 2、議案第 68 号、令和 7 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 68 号、令和 7 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 68 号は可決されました。

日程第 3、議案第 69 号、令和 7 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 69 号、令和 7 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 69 号は可決されました。

日程第 4、議案第 70 号、令和 7 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 70 号、令和 7 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 70 号は可決されました。

日程第 5、議案第 71 号、令和 7 年度佐川町水道事業会計補正予算（第 2 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 71 号、令和 7 年度佐川町水道事業会計補正予算（第 2 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 71 号は可決されました。

日程第6、議案第72号、令和7年度佐川町農業集落排水事業会計補正予算（第3号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第72号、令和7年度佐川町農業集落排水事業会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第72号は可決されました。

日程第7、議案第73号、佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、西森君。

9番（西森勝仁君）

議案第73号について少しばかりお尋ねをいたします。

これは一般職の給与条例の一部改正であります。この中で第8条の2第2項第2号ウというのは、勤務手当の改正であります。これは通勤距離が片道5キロごとに60キロ以上まで、13段階にわたって規定されているわけですが、昔は町外から通勤する人はほとんどあんまりいなかったわけですが、今は職員の全体の26%ぐらいが町外から通勤していると思います。

そこでこの改正で適用を受ける職員で、片道35キロを超える職員がいるのか、いるとしましたらどのランクに何人いるのか。

この遠距離通勤というのは毎日のことですので、職員の疲労なども重なりますし、また労使の心配事もあるかと思っておりますので、お尋ねをいたします。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

お答えさせていただきます。

35 キロ以上の職員はですね、1 人でありまして、その区分につきましては35 キロメートル以上 40 キロメートル未満のところは該当します。35 キロメートル以上 40 キロメートル未満が1 人ということになります。以上です。

議長（松浦隆起君）

病院事業副管理者兼事務局長、宮本君。

病院事業副管理者兼事務局長（宮本福一君）

お答えいたします。

病院事業の該当者はありません。以上です。

議長（松浦隆起君）

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 73 号、佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 73 号は可決されました。

日程第 8、議案第 74 号、佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 74 号、佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 74 号は可決されました。

日程第 9、議案第 75 号、佐川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 75 号、佐川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 75 号は可決されました。

日程第 10、議案第 76 号、佐川町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 76 号、佐川町病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 76 号は可決されました。

日程第 11、議案第 77 号、佐川町手数料条例等の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 77 号、佐川町手数料条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 77 号は可決されました。

日程第 12、議案第 78 号、佐川町病院事業使用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 78 号、佐川町病院事業使用料等徴収条例の一部を改正する条例の制

定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 78 号は可決されました。

日程第 13、議案第 79 号、佐川町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 79 号、佐川町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 79 号は可決されました。

日程第 14、議案第 80 号、佐川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 80 号、佐川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 80 号は可決されました。

日程第 15、議案第 81 号、佐川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 81 号、佐川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 81 号は可決されました。

日程第 16、議案第 82 号、佐川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 82 号、佐川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 82 号は可決されました。

日程第 17、議案第 83 号、佐川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 83 号、佐川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 83 号は可決されました。

日程第 18、議案第 84 号、佐川町給水条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 84 号、佐川町給水条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 84 号は可決されました。

日程第 19、発議第 1 号、参議院議員選挙における合区の早期解消に関する意見書について、を議題とします。

提案者の説明を求めます。

5 番、岡林君。

5 番（岡林哲司君）

おはようございます。

提出させていただきました、発議第 1 号の読み上げをさせていただきます。

発議第 1 号、令和 7 年 12 月 11 日、佐川町議会議長、松浦隆起様。

提出者、佐川町議会議員、岡林哲司。賛成者、佐川町議会議員、田村幸生、佐川町議会議員、齋藤光。

「参議院議員選挙における合区の早期解消」に関する意見書。上記の議案を別紙のとおり、佐川町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出いたします。

意見書（案）を読み上げさせていただきます。

（以下、「参議院議員選挙における合区の早期解消を求める意見書（案）」朗読）

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第 1 号、参議院議員選挙における合区の早期解消に関する意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、発議第 1 号は可決されました。

日程第 20、議員派遣について、を議題とします。

議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと

思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣はお手元に配付のとおりと決定しました。

日程第 21、委員会の閉会中の継続審査及び調査について、を議題とします。

各委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に提出されました全ての案件は終了しました。

町長、挨拶を願います。

町長、片岡君。

町長 (片岡雄司君)

それでは閉会に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

本定例会におきましてご提案させていただきました議案 18 件につきまして、適切なるご審議の上、全てご承認をいただきました。誠にありがとうございます。

私も 2 期目におきまして、住民目線で生活に密着した政策をスピード感を持って取り組んでまいりますので、議員の皆様におかれましても、これからの 4 年間、ご指導、ご協力をよろしくお願いをいたします。

また、今回の一般質問におきまして 10 人の議員の皆様からご質問をいただき、これからの佐川町にとっての重要な課題についての内容やご提案など、多岐にわたるご質問をいただきました。

これにおきましても対応しなければならない事案につきましては、しっかりと調査研究、協議をしまして、対応させていただきたいと思っております。今後もいろいろ多くの課題があろうかと思いますが、全職員で力を合わせて取り組んでまいります。

終わりになりますが 2026 年も引き続き、次世代につなぐ一人一人が輝く明るく元気で温かいまちづくりのもと、夢と希望を持って元気を持って生きてい

けるまち佐川町、安心して住み続けられる佐川町を、全職員と一緒に協力し、推進をしてまいります。

今後とも議員の皆様におかれましては、ご指導、ご鞭撻、またご提案を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

今年もいよいよ残り少なくなってまいりました。めっきり寒さも厳しくなっております。議員の皆様におかれましては、くれぐれも体調管理にご留意いただき、引き続き町政発展のためにご尽力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

2025年大変お世話になりました。そして本定例会、誠にありがとうございました。

議長（松浦隆起君）

町長の挨拶が終わりました。

本日の会議はこれをもって終わります。

令和7年12月佐川町議会定例会を閉会します。

閉会 午前9時43分

